



## 返金詐欺に注意！ 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って！

〇〇ペイ等のコード決済サービスを悪用して金銭を騙し取る手口に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

### 【事例】

インターネット検索で見つけたサイトで洋服を注文した。支払い方法はプリペイド型電子マネー（以下、電子マネーという）のみだったため、コンビニで約7,000円の電子マネーを購入し、電子マネーの情報を事業者に伝えることで支払った。後日、事業者より「在庫がないため返金処理をする」と連絡があり、返金手続きのために事業者のLINEアカウントを友だち登録した。

事業者に「〇〇ペイで返金する」と言われ、送られてきたQRコードを読み取り、「返金コード『99980』を入力すると支払った代金分が返金される」と事業者に指示されたとおり『99980』と入力した。しかし事業者から返金はされず、逆に自分から事業者に9万9,980円を送金してしまったことに気がついた。返金してほしい。

### アドバイス

#### ■「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！

ネット通販の商品代金を銀行振込みや電子マネーで支払っているにもかかわらず、支払いに用いていないコード決済アプリで返金を行うのは極めて不自然です。相手方から、「〇〇ペイで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示には従わず、消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

また、被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービス事業者に申し出るとともに、警察に相談してください。

#### ■以下のようなサイトは、詐欺サイトの恐れがあるため、事前にチェックしましょう。



- ・サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ・市場では希少な商品が入手可能となっている
- ・ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- ・支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている
- ・振込先の銀行口座の名義が個人名である
- ・キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない
- ・サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない